

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（案）及び公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（案）の概要

1 命令等の題名

- ・ 金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令
- ・ 公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

2 根拠となる法令の条項

- ・ 金融商品取引法第185条の19
- ・ 公認会計士法第34条の64

3 改正の概要

- (1) 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定の整備及び日当の最高額を引き上げるための改正を行う。

① 令第1条（旅費）

以下のとおり全部改める。

- i 金融商品取引法第185条の19又は公認会計士法第34条の64の規定により参考人又は鑑定人（以下「参考人等」という。）が請求することができる旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費とする。（第1項）
- ii 金融商品取引法第185条の19又は公認会計士法第34条の64の規定により参考人等が請求することができる旅費の額は、移動（出頭（金融商品取引法第177条第1項第1号、第185条第1項又は公認会計士法第34条の47第1項の規定により求められた出頭をいう。）又は鑑定（金融商品取引法第185条の4第1項又は公認会計士法第34条の50第1項の規定により命ぜられた鑑定をいう。）のための移動をいう。）のため前項に規定する旅費の各種目について現に支払った額（次条の規定により計算した各種目の基準額が、当該各種目について現に支払った額より少ない場合は、当該各種目に係る当該基準額）を合計した額とする。（第2項）
- iii 参考人等が、内閣府令で定めるやむを得ない事情により移動を中止し、又は変更したときは、各種目ごとに、当該移動のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で内閣府令で定めるものを旅費として請求することができる。（第3項）

② 新令第2条（旅費の種目ごとの基準額）

第1条の次に第2条を加える。

- i 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄

道及び軌道法第一条第一項に規定する軌道、外国（本邦（本州、北海道、四国、九州及び内閣府令で定めるその附属の島の存する領域をいう。）以外の領域（公海を含む。）をいう。）におけるこれらに相当するものその他内閣府令で定めるものをいう。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、これらの費用に付随する費用（急行料金、寝台料金、座席指定料金、これらに付随する費用は、運賃に加えて別に支払うものであって、移動に係る審判手続等の円滑な進行のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。（第1項）

ii 前項に掲げる運賃の額の上限は、本邦における移動の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国における移動（本邦と外国との間における移動を含む。）の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。（第2項）

iii 船賃は、船舶（海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他内閣府令で定めるものをいう。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、運賃、寝台料金、座席指定料金、これらに付随する費用（寝台料金、座席指定料金、これらの費用に付随する費用は、運賃に加えて別に支払うものであって、移動に係る審判手続等の円滑な進行のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。（第3項）

iv 前項に掲げる運賃の額の上限は、本邦における移動の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国における移動の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。（第4項）

v 航空賃は、航空機第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他内閣府令で定めるものをいう。）を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、運賃、座席指定料金、これらの費用に付随する費用（座席指定料金、これらに費用に付随する費用は、運賃に加えて別に支払うものであって、移動に係る審判手続等の円滑な進行のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。（第5項）

vi 前項に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額（外国における移動の場合であって、著しく長時間にわたる移動として内閣府令で定めるものをするとき、最下級の直近上位の級の運賃の額）とする。（第6項）

vii その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（移動に係る審判手続等の円滑な進行のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。（第7項）

- ・ 路線バス（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

- ・ タクシー（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（路線バスを除く。）を利用する移動に要する運賃
 - ・ レンタカー（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
 - ・ これらの費用に付随する費用
- viii 宿泊費は、出頭又は鑑定及び移動のための宿泊に要する費用とし、その基準額は、内閣府令で定める額に日数を乗じた額とする。（第8項）
- ix 旅費の各種目の基準額及び宿泊費の基準額のうち移動のための宿泊に要する費用に係るものは、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合によって計算した額とする。ただし、移動に係る審判手続等の円滑な進行のため又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により移動し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算した額とする。（第9項）
- x 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その基準額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の基準額並びに当該宿泊に係る宿泊費の基準額の合計額とする。（第10項）
- ③ 令第2条（手当）
- 令第2条を令第3条とし、以下のとおり改める。
- i 「参考人又は鑑定人」を「参考人等」に改め、宿泊料を削除する。（第1項）
 - ii 「これらのための旅行」を「移動」に、「支給」を「計算」に、参考人の日当の額を一日当たり8,450円以内に、鑑定人の日当の額を一日当たり8,050円以内と改める。（第2項）
 - iii 宿泊料を旅費の種目とし第1条に規定することから、第2条第3項を削除する。（第3項）
 - iv 第4項を第3項とする。
- ④ 令第3条（旅費等の計算）
- 本条の内容は第1条に規定することから削除する。
- ⑤ 令第5条（内閣府令への委任）を新設する。
- この政令に定めるもののほか、旅費及び手当の内容に係る細則その他この政令の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

(2) 経過措置

- ① 第2条第2項の改正規定のうち8,200円を8,450円に、7,800円を8,050円に改める部分を除く改正の経過措置
- 改正後の政令の規定は、この政令の施行の日以後に参考人が求められた出頭又は鑑定人が命ぜられた鑑定に係る旅費及び手当について適用し、施行日前に参考人が求められた出頭又は鑑定人が命ぜられた鑑定に係る旅費及び手当については、なお従前の例による。
- ② 第2条第2項の改正規定のうち8,200円を8,450円に、7,800円を8,050円に改める

部分の経過措置

改正前の政令第2条第2項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する出頭等に必要の日数で、施行日前に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

4 施行期日

令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定（8,200円を8,450円に、7,800円を8,050円に改める部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。